

平成 29 年 2 月 28 日
広島市産業立地推進課

工場立地法に基づく緑地面積率等の緩和について

1 概要

工場の建替等を促進するとともに市域外への流出の防止等を図るため、「工場立地法地域準則条例」を制定し、工場立地法による特定工場（注 1）に対する緑地等の設置義務を緩和します。

（注 1）敷地面積 9,000㎡以上又は建築面積 3,000㎡以上の製造業

2 対象区域

- (1) 工業専用地域及び工業地域
- (2) 準工業地域及び用途地域の指定のない区域のうち、次の区域

区 名	対 象 区 域
西区	商工センター一丁目、商工センター二丁目、商工センター三丁目、商工センター四丁目、商工センター五丁目、商工センター六丁目、商工センター七丁目、商工センター八丁目、扇二丁目、草津港一丁目、草津港二丁目及び草津港三丁目
安佐南区	伴西五丁目（市長が定める区域に限る。）
佐伯区	石内上一丁目、石内東二丁目（17 番及び 18 番に限る。）、五日市港二丁目（3 番に限る。）及び五日市港三丁目

3 緑地及び環境施設（注 2）の敷地面積に対する割合

項目	緩和後	現行
緑地面積率	10%以上	20%以上
環境施設面積率	15%以上	25%以上

（注 2）緑地を含む。

4 緑地の面積に算入できる重複緑地等の割合

緩和後	現行
敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の 50%以下	敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の 25%以下

5 施行予定日

平成 29 年 4 月 1 日